

する。

第八十三条を削り、第八十三条の二を第八十三条とする。

第八十三条の三第四項中「都市基盤整備公団若しくは地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同条を第八十三条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（独立行政法人都市再生機構から交換により土地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減）

第八十三条の三 都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設のうち財務省令で定めるもの（以下の条において「特定都市計画施設」という。）の区域内の土地に関する権利を有する者が、平成十六年七月一日から平成二十一年六月三十日までの間に独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第三項の規定による認可を受けた同項に規定する業務に関する計画（同条第六項の規定により当該計画の変更がなされたときは、その変更後のもの）に基づき当該土地に関する権利との交換により独立行政法人都市再生機構が有する当該特定都市計画施設の区域外の土地で財務省令で定めるものの所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八（平成

十九年七月一日から平成二十一年六月三十日までの間に取得をした当該土地の所有権の移転の登記については、千分の十）とする。

第八十三条の四中「平成十六年三月三十日」を「平成十八年三月三十日」に改める。

第八十四条の二中「平成十六年三月三十日」を「平成二十一年三月三十日」に改め、同条第一号中の「前号の廃止路線」を「同号の廃止路線」に改める。

第八十四条の二第一項の表の独立行政法人宇宙航空研究開発機構の項の前に次のように加える。

独立行政法人奄美群島振興開発基金	奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）附則第六条第一項
------------------	---

第八十四条の二第一項の表の独立行政法人海上災害防止センターの項の次に次のように加える。

独立行政法人海洋研究開発機構	独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）附則第八条及び第十条第一項
----------------	--

第八十四条の二第一項の表の独立行政法人科学技術振興機構の項の次に次のように加える。

独立行政法人環境再生保全機構

独立行政法人環境再生保全機構法附則第三条第一項及び第四

条第一項

第八十四条の三第一項の表の独立行政法人自動車事故対策機構の項、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の項、独立行政法人通関情報処理センターの項、独立行政法人農業者年金基金の項、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構の項及び独立行政法人北方領土問題対策協会の項を削り、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）附則第十一条の規定により日本環境安全事業株式会社が受ける設立の登記及び同法附則第八条の規定により環境事業団が行う出資に係る財産の給付に伴い日本環境安全事業株式会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

4 成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百二十四号）附則第九条の規定により成田国際空港株式会社が受ける設立の登記及び同法附則第六条の規定により新東京国際空港公団が行う出資に係る財産の給付に伴い成田国際空港株式会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

第八十七条の五第一項及び第八十八条の二第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十七年三月三

十一日」に改める。

第九十条の四第一項中「平成十六年三月三十日」を「平成十八年三月三十日」に改め、同項第四号中「第二七一一・一四号の二又は第二七一一・一九号の一」を「又は第二七一一・一四号の二」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 関税暫定措置法別表第一第二七一〇・一一号の二のBの(2)の(i)若しくは第二七一〇・一九号の一の二のBの(2)の(i)に掲げる灯油又は同表第二七一〇・一一号の二の二の(1)若しくは第二七一〇・一九号の九号の一の二の(1)に掲げる軽油

第九十条の四第二項中「揮発油」の下に「灯油、軽油」を加える。

第九十条の五の見出し中「特定揮発油」を「特定揮発油等」に改め、同条第一項中「平成十六年三月三十日」を「平成十八年三月三十一日」に、「前条第一項第二号に掲げる揮発油」を「第九十条の四第一項第二号に掲げる揮発油又は同項第三号に掲げる灯油若しくは軽油」に、「特定揮発油」を「特定揮発油等」に改め、同条第二項中「特定揮発油以外の揮発油」を「特定揮発油等以外の揮発油、灯油又は軽油」に改め、同条第三項中「特定揮発油」を「特定揮発油等」に、「その他の揮発油及び石油化学製品」を

「その他の揮発油、灯油又は軽油及びその他の石油化学製品」に改め、同条第四項中「及び」を「並びに」に、「特定揮発油」を「特定揮発油等の品名及び品名」とに改め、同条第五項中「特定揮発油」を「特定揮発油等」に、「又は同項に規定する揮発油」を「又は同項に規定する揮発油、灯油若しくは軽油」に、「同項に規定する揮発油」を「同項に規定する揮発油、灯油、軽油」に、「特定揮発油等」を「特定石油製品等」に改める。

第九十条の六第一項中「平成十六年三月三十日」を「平成十八年三月三十日」に改める。

第九十条の八第一項中「この項及び第九十条の九第一項」を「この項」に改め、同条第二項中「第九十条の九第一項」を「次条第一項」に改め、同条第五項中「第九十条の九第七項」を「次条第七項」に改める。

第九十条の八の二を削る。

第九十条の九第一項中「（沖縄特定離島と沖縄以外の本邦の地域との間の路線を除く。）」を削り、同条第三項及び第五項中「又は沖縄特定離島路線航空機」を削り、「第九十条の八第一項（前条において準用する場合を含む。）」を「前条第一項」に改める。

第九十一条の二第一項中「平成十六年三月三十日」を「平成十七年三月三十日」に改める。

第九十七条の表の都道府県の項中「第三十一条の二第二項第十二号ハ及び第十三号ニ」を「第三十一条の二第二項第十三号ハ及び第十四号ニ」に、「第六十二条の三第四項第十一号ハ及び第十二号ニ」を「第六十二条の三第四項第十三号ハ及び第十四号ニ」に改め、同表の市町村の項中「第三十一条の二第二項第十三号ニ」、「第六十二条の三第四項第十二号ニ」を「第三十一条の二第二項第十四号ニ」、「第六十二条の三第四項第十三号ニ」に改める。

(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第八条 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「第三十三条第一項第三号の三又は第三号の四」を「第三十三条第一項第三号の四又は第三号の五」に改め、同項第一号及び同条第五項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第十四条第四項中「場合において、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受け

た」を削り、「税務署長の承認を受けた取得価額」を「取得価額」に改め、同条第五項の表以外の部分中「第九項」を「第八項」に改め、同表の租税特別措置法第三十七条第六項の項、租税特別措置法第三十七条第七項及び第八項の項及び租税特別措置法第三十七条第九項の項を次のように改める。

租税特別措置法第三十七条第六項	第一項の規定は、同項	阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十四条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この条及び同法第十四条第五項において準用する第三十七条の三第二項において同じ。）の規定は、同法第十四条第一項
租税特別措置法第三十七条第七項	第一項	阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十四条第一項
租税特別措置法第三十七条第八項	第六項	阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十四条第五項において準用す

る第三十七条第六項

同条第六項 第三十三条第六項

第十四条第七項中「第九項」を「第八項」に改める。

第十六条第一項中「及び第三項」を「及び第四十一条の二」に、「同条及び同法第四十一条の二」を「同法第四十一条及び第四十一条の二の二」に改め、同条第二項中「第四十一条の二」を「第四十一条の二の二」に改め、同条第三項中「第四十一条の二」を「第四十一条の二の二」に、「第四十一条第三項」を「第四十一条の二」に改め、同条第五項中「第四十一条の二の二」を「第四十一条の二の二の二」に、「から第三項まで」を「次項及び次条」に、「及び第三項」を「及び次条」に、「若しくは平成十五年」を「から平成二十年までの各年」に、「第四十一条の二第一項」を「第四十一条の二の二第一項」に、「居住日」を「居住日の」に、「前条第一項」を「第四十一条第一項」に、「供した日」と、「供した日」を「供した日」と、「に改め、同条第六項中「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。

第十七条第三項中「又は第四十四条の四」を「第四十四条の六」に、「若しくは第四十四条の四から第四十八条まで又は」を「第四十四条の六から第四十八条まで若しくは」に改め、同条第六項中「第四十

条の十」を「第四十四条の六」に改める。

第十八条第二項中「又は第四十四条の四」を「第四十四条の六」に、「若しくは第四十四条の四から第四十八条まで又は」を「第四十四条の六から第四十八条まで若しくは」に改め、同条第五項中「第四十二条の十」を「第四十四条の六」に改める。

第十九条第一項第一号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「第六十四条第一項第三号の三又は第三号の四」を「第六十四条第一項第三号の四又は第三号の五」に改め、同項第二号及び同条第五項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第二十六条の二第三項及び第二十六条の三第二項中「又は第六十八条の二十九」を「第六十八条の二十九」に、「若しくは第六十八条の二十九から第六十八条の三十六まで又は」を「第六十八条の二十九から第六十八条の三十六まで若しくは」に改める。

第二十六条の四第四項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

(経済社会の変化等に対応して早急に講すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の一部改

第九条 経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「第11百11条の3第1号ホ」を「第11百11条の3第1号イ」に改める。

第十六条第三項中「第八十一一条の四」の下に「及び第五百四十五条の四」を加え、「同条」を「これらの規定」に改める。

別表第一の注丁中「、「老年者」」、「第三十一号の二」及び「老年者」を削り、同表の備考丁(4)中「老年者」を削る。

別表第一の注丁中「、「老年者」」、「第三十一号の二」及び「老年者」を削り、同表の備考丁(4)中「老年者」を削る。

別表第三の注丁中「、「老年者」」、「第三十一号の二」及び「老年者」を削り、同表の備考丁中「老年者」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成十六年七月一日

イ 第一条中所得税法第百八十条の改正規定（同条第一項第一号に係る部分を除く。）、同法第二百十四条の改正規定及び同法第二百四十二条第二号の改正規定並びに附則第四条第一項から第三項まで及び第九条の規定

ロ 第七条中租税特別措置法第二十八条の四第三項第一号の改正規定、同法第三十一条の二第二項第二号の改正規定（「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。）、同項第五号の改正規定（「都市基盤整備公団及び地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。）、同法第三十三条第一項第三号の五の改正規定（同号を同項第三号の六とする部分を除く。）、同法第三十四条第二項第一号の改正規定（「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構又は」に改め、「又は地域振興整備公団」を削る部分に限る。）、同法第三十四条の二第二項第一号の改正規定（「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生

機構」に改める部分に限る。）、同法第三十七条第一項の表の第十四号の改正規定、同法第四十一条第一項第二号及び第三号の改正規定、同法第四十二条の二の二を削る改正規定、同法第六十四条第一項第三号の五の改正規定（同号を同項第三号の六とする部分を除く。）、同法第六十五条の三第一項第一号の改正規定（「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構又は」に改め、「又は地域振興整備公団」を削る部分に限る。）、同法第六十五条の四第一項第一号の改正規定（「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。）、同法第六十五条の七第一項の表の第十五号の改正規定並びに同法第八十三条の三第四項の改正規定並びに附則第三十五条及び第六十一条（「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。）の規定

八 第八条中阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項第一号の改正規定（「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。）、同項第二号及び同条第五項の改正規定、同法第十九条第一項第一号の改正規定（「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。）、同項第二号及び同条第五項の

改正規定並びに同法第二十六条の四の改正規定

二 第七条中租税特別措置法第十一一条第一項の表の第一号の改正規定、同法第四十三条第一項の表の第一号の改正規定及び同法第六十八条の十六第一項の表の第一号の改正規定並びに附則第二十五条第一項、第四十条第一項及び第四十九条第一項の規定 平成十六年十一月一日

三次に掲げる規定 平成十七年一月一日

イ 第一条の規定（所得税法の目次の改正規定、同法第九十二条第一項の改正規定、同法第一百六十一条の改正規定、同法第一百八十条の改正規定、同法第三編第三章第二節中同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百十二条第一項の改正規定、同法第二百二十四条の改正規定、同法第二百二十四条の三の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十五条第一項の改正規定及び同法第二百四十二条第一号の改正規定を除く。）並びに附則第三条、第六条及び第七条の規定

ロ 第七条中租税特別措置法第十二条第一項の改正規定（「地区」の下に「及びこれに類する地区として政令で定める地区」を加える部分を除く。）、同法第三十四条の三第二項第四号の改正規定、同法第四十一条の十五の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十七第一項の改正規定及び同法第

四十五条第一項の改正規定（「地区」の下に「及びこれに類する地区として政令で定める地区」を加える部分を除く。）並びに附則第二十五条第五項、第三十四条、第四十条第八項、第四十九条第八項及び第七十一条の規定

八 第九条の規定（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第十六条第三項の改正規定を除く。）及び附則第五十九条の規定

四 第七条中租税特別措置法第四十一条の十二第十二項の改正規定（「第十六項」を「第十八項」に改める部分を除く。）及び附則第三十三条第二項の規定 平成十八年四月一日

五 次に掲げる規定 信託業法（平成十六年法律第 号）の施行の日

イ 第一条中所得税法の目次の改正規定、同法第九十二条第一項の改正規定、同法第一百六十一条の改正規定、同法第一百八十条第一項第一号の改正規定、同法第三編第三章第二節中同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百十二条第一項の改正規定、同法第二百二十四条の三の次に一条を加える改正規定及び同法第二百二十五条第一項の改正規定並びに附則第四条第四項、第五条、第十条及び第十一條の規定

口 第二条中法人税法の目次の改正規定、同法第二条第三十一号の四から第三十四号まで及び第四十一号の改正規定、同法第四条の改正規定、同法第十条の二の改正規定、同法第十条の次に一条を加える改正規定、同法第十五条の三の改正規定、同法第二十三条の改正規定、同法第八十二条の十七の改正規定、同法第九十三条第二項第二号の改正規定、同法第一百三十八条の改正規定、同法第一百四十五条の五の改正規定、同法第三編第三章第二節中第一百四十五条の四を第一百四十五条の十一とする改正規定、同章第一節中第一百四十五条の三を第一百四十五条の十とし、第一百四十五条の二を第一百四十五条の九とする改正規定、同編第二章の次に一章を加える改正規定、同法第一百四十六条の改正規定、同法第一百四十七条の改正規定、同法第一百四十八条の二の改正規定、同法第一百五十九条の改正規定、同法第一百六十条の改正規定、同法第一百六十二条の改正規定並びに同法附則第二十条の改正規定並びに附則第六十条の規定

ハ 第三条中登録免許税法別表第一の改正規定（同表第三十八号中「の登録等」を「の登録又は認定」に改める部分を除く。）並びに附則第十六条第二項及び第三項の規定

二 第五条中国税通則法第十八条の改正規定、同法第十九条の改正規定及び同法第六十五条の改正規定

示 第六条中租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条の改正規定（同条第一項中「受託者である内国法人」を「受託者である法人」に改める部分及び「金額又は」の下に「当該特定信託の受託者である法人の」を加える部分並びに同条第二項中「連結所得の金額又は」の下に「特定信託の受託者である法人の」を加える部分及び「並びに第八十二条の五第三項及び第四項」を「第八十二条の五第三項及び第四項並びに第百四十五条の五第二項及び第三項」に改める部分に限る。）

ヘ 第七条中租税特別措置法第九条第二項の改正規定、同法第九条の四の改正規定、同法第四十条の四の改正規定、同法第四十一条の九の改正規定、同法第四十一条の十二第四項の改正規定、同法第六十六条の四第六項の改正規定、同法第六十六条の六の改正規定、同法第六十八条の三の三の改正規定（同条第九項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の三の四の改正規定（同条第九項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の三の五第一項、第三項、第五項から第八項まで、第十四項、第十五項第一号、第十六項及び第十八項の改正規定、同法第六十八条の三の

六から第六十八条の四までの改正規定、同法第六十八条の八十八第五項の改正規定並びに同法第六十
八条の九十の改正規定

ト 第九条中経済社会の変化等に対応して早急に講すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法
律第十六条第三項の改正規定

六 第七条中租税特別措置法第十四条の二第二項第五号の改正規定及び同法第四十七条の二第三項第五号
の改正規定並びに附則第二十五条第十項及び第十一項、第四十条第十三項及び第十四項並びに第四十九
条第十三項及び第十四項の規定 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）の施行の

日

七 第七条中租税特別措置法第二十六条第二項第三号の改正規定 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の施行の日

八 第七条中租税特別措置法第二十八条第一項第二号の改正規定、同法第三十四条の二第二項第十二号の
改正規定（「中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）第二十一条第一項第二号に規定する中
小企業構造の高度化」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十

五条第一項第三号に規定する連携等若しくは中小企業の集積の活性化」に改める部分に限る。）、同法第六十五条の四第一項第十二号の改正規定（「中小企業総合事業団法第二十一条第一項第二号に規定する中小企業構造の高度化」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号に規定する連携等若しくは中小企業の集積の活性化」に改める部分に限る。）及び同法第六十六条の十一第一項第二号の改正規定 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第一百四十六号）の施行の日

九 第七条中租税特別措置法第三十四条の二第二項第一号の改正規定（「同じ。」の下に「独立行政法人中小企業基盤整備機構」を加える部分に限る。）及び同法第六十五条の四第一項第一号の改正規定（「同じ。」の下に「独立行政法人中小企業基盤整備機構」を加える部分に限る。） 中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十 第七条中租税特別措置法第八十条の三の改正規定及び同法第八十一条第五項の改正規定（同項を同条第四項とする部分を除く。） 金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第

号) の施行の日

(所得税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の所得税法（以下附則第十一
条までにおいて「新所得税法」という。）の規定は、平成十七年分以後の所得税について適用し、平成十
六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（公的年金等に係る国内源泉所得に対する所得税に関する経過措置）

第三条 新所得税法第百六十九条第三号及び第二百十三条第一項第一号イの規定は、平成十七年一月一日以
後に支払うべき新所得税法第百六十一条第八号口に掲げる年金について適用し、同日前に支払うべき第一
条の規定による改正前の所得税法（以下附則第九条までにおいて「旧所得税法」という。）第一百六十一条
第八号口に掲げる年金については、なお従前の例による。

（国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例に関する経過措置）

第四条 新所得税法第百八十一条の規定は、同条第一項に規定する法人が平成十六年七月一日以後に支払を受
けるべき同項各号に定める国内源泉所得について適用し、旧所得税法第百八十一条第一項に規定する法人が

同日前に支払を受けるべき同項各号に定める国内源泉所得については、なお従前の例による。

- 2 前項の規定にかかわらず、旧所得税法第百八十一条第一項に規定する法人が平成十六年七月一日前に同項に規定する証明書を同項の定めるところにより同項各号に定める国内源泉所得の支払をする者に提出した場合には、当該法人が同日以後その証明書が効力を有している間に支払を受けるべき当該国内源泉所得について、当該法人が当該証明書を新所得税法第百八十一条第一項の定めるところにより当該支払をする者に提示したものとみなして、同条の規定を適用する。

- 3 第一項の規定にかかわらず、旧所得税法第百八十一条第一項に規定する証明書は、同項に規定する法人が平成十六年七月一日前に同項各号に定める国内源泉所得の支払をする者に提出しなかつた場合には、その効力を失う。

- 4 新所得税法第百八十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、同項に規定する法人が附則第一条第五号に定める日以後に支払を受けるべき同項第一号に定める国内源泉所得について適用し、旧所得税法第百八十一条第一項に規定する法人が同日前に支払を受けるべき同項第一号に定める国内源泉所得については、なお従前の例による。